

介護保険制度

介護保険制度は、平成12年4月から始まりましたが、制度施行後の5年間の状況を踏まえて、制度の見直しが行われます。見直しの大部分は、平成18年4月から実施されますが、一部については10月から実施されています。

その一つとして、在宅と施設の利用者負担の公平性を図るために、施設サービスに関する保険給付が見直されました。

◆介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養病床等)、短期入所介護(ショートステイ)を利用する場合、**居住費(滞在費)の全額と食費の全額が利用者の負担になります。**(表1)

◆通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)を利用する場合、**食費の全額が利用者の負担となります。**

■ 国が示す基準費用額 ■ (表1)

(日 額)

居住費 (滞在費) の基準費用額		食費の基準費用額
ユニット型個室	1,970円	1,380円
ユニット型準個室	1,640円	
従来型個室	注) 1,150円	
多床室	320円	

注) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設は、日額1,640円です。
※入居室の種類の確認は、入居施設等にお問い合わせください



施設サービス等における保険給付の見直しに伴い、**1か月あたりの利用者の変化のめやす**は、以下のとおりです。

〔9月までの所得段階の場合〕

〔見直し後〕

保険料段階	利用者負担合計	利用者負担内訳				利用者負担段階	利用者負担合計	利用者負担内訳		
		1割負担	居住費	食費				1割負担	居住費	食費
第1段階	2.5万円	1.5万円	—	1.0万円	→	第1段階	2.5万円	1.5万円	0万円	1.0万円
第2段階	4.0万円	2.5万円	—	1.5万円		第2段階	3.7万円	1.5万円	1.0万円	1.2万円
第3～6段階	5.6万円	3.0万円	—	2.6万円		第3段階	5.5万円	2.5万円	1.0万円	2.0万円
						第4段階以上	8.1万円	2.9万円	1.0万円	4.2万円

※この金額は、国(厚生労働省)がモデルケースとして示しているものであり、実際の金額とは異なる場合があります

介護保険サービスの

利用者負担額が変わります



福祉課介護保険係
内線 317



この施設サービス等における保険給付の見直しによって、低所得の人のサービス利用が困難にならないよう、**所得に応じた負担限度額が設けられ**(表2)、保険給付の対象外となる居住費(滞在費)や食費の自己負担が申請により軽減されます。なお、**対象者の皆さんには、9月6日に申請書依頼文書を送付し、認定書を順次、発行しているところ**です。

なお、**通所介護や通所リハビリテーションの利用**については、利用者の負担限度額が設けられていませんので、**利用者はサービス事業者が定めた金額を支払います。**

■ 所得に応じた負担限度額 ■ (表2)

(日 額)

利用者負担段階		負担限度額	
区分	対象者	居住費 (滞在費)	食費
見直し後第1段階	市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている人 生活保護を受給されている人	個室 820円	300円
		準個室 490円	
		注) 従来型 320円	
		多床室 0円	
見直し後第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	個室 820円	390円
		準個室 490円	
		注) 従来型 420円	
		多床室 320円	
見直し後第3段階	市民税非課税世帯で上記第2段階以外の人 市民税課税層における特例減額措置が適用となる人	個室 1,640円	650円
		準個室 1,310円	
		注) 従来型 820円	
		多床室 320円	
見直し後第4段階以上	上記以外の人	負担限度額なし	負担限度額なし

注) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設を利用する場合は、第1段階・第2段階は日額490円、第3段階は日額1,310円です。
※「個室」とはユニット型個室、「準個室」はユニット型準個室、「従来型」は従来型個室です